

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付
第3節 賦課課税方式による関税の確定	第3節 賦課課税方式による関税の確定
(賦課決定の手続)	(賦課決定の手続)
8-1 法第8条第1項の規定による賦課決定の手続は、次による。	8-1 法第8条第1項の規定による賦課決定の手續は、次による。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 同条第4項の規定による賦課決定通知書の送達は、同項及び令第6条第1項に規定する記載事項を記入した「関税賦課決定通知書」(C-1040)(国際郵便物(法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記8-3の(1)及び8-8において同じ。)に係る場合であつて電算処理する場合には、「関税(再)賦課決定通知書」(C-1041)を使用する。)を2通(原本、通知用)を作成し、うち1通(通知用)を納税義務者に送達して行う。	(2) 同条第4項の規定による賦課決定通知書の送達は、同項及び令第6条第1項に規定する記載事項を記入した「関税賦課決定通知書」(C-1040)(国際郵便物(法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記8-3の(1)において同じ。)に係る場合であつて電算処理する場合には、「関税(再)賦課決定通知書」(C-1041)を使用する。)を2通(原本、通知用)を作成し、うち1通(通知用)を納税義務者に送達して行う。
(3) (省略)	(3) (同左)
(再賦課決定した場合の処理)	(再賦課決定した場合の処理)
8-8 法第8条第3項の規定による再賦課決定を行った場合においては、再賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を輸入申告書等の「税関記入欄」(輸入申告のない場合は、賦課決定通知書の「理由その他付記事項」欄)に記入する。 なお、国際郵便物に係る再賦課決定を、通関情報総合判定システム(課税業務機能)(以下「外郵システム」という。)を用いて行う場合は、この限りでない。	8-8 法第8条第3項の規定による再賦課決定を行つた場合においては、再賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を輸入申告書等の「税関記入欄」(輸入申告のない場合は、賦課決定通知書の「理由その他付記事項」欄)に記入する。
第6章 通 関	第6章 通 関
第4節 特殊輸入通關	第4節 特殊輸入通關
(国際郵便物課税通知書等の送付)	(国際郵便物課税通知書等の送付)
77-4-1 法第77条第1項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」(C-5060)を作成し、当該通	77-4-1 法第77条第1項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」(C-5060)を作成し、当該通

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>知用を納付書とともに当該郵便物に添付して通関支店に引き継ぐことによって行う（この通知用は、通関支店を経て名あて人に送達される。）。</p> <p>なお、同通知書の原票<u>に係る情報は、原則として外郵システムにおいて管理する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(郵便物に係る資金徴収簿等の取扱い)</p> <p>77-4-2 輸入郵便物については、<u>外郵システム</u>により作成する資金徴収簿用帳票をもつて、整理資金規則第 22 条((資金徴収簿))に規定する資金徴収簿及び収納管理簿とし、合計徴収簿用帳票をもつて、同条に規定する合計徴収簿とする。</p> <p>なお、資金徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもつて整理資金規則第 23 条((徴収決定済額の登記等))並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項((収納済額の登記))に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記とし、合計徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもつて、整理資金規則第 29 条((合計徴収簿への日計登記))に規定する登記とする。</p>	<p>知用を納付書とともに当該郵便物に添付して通関支店に引き継ぐことによって行う（この通知用は、通関支店を経て名あて人に送達される。）。</p> <p>なお、同通知書の原票は、<u>税關において保管する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(郵便物に係る資金徴収簿等の取扱い)</p> <p>77-4-2 輸入郵便物については、<u>外郵事務電算処理システム</u>により作成する資金徴収簿用帳票をもつて、整理資金規則第 22 条((資金徴収簿))に規定する資金徴収簿及び収納管理簿とし、合計徴収簿用帳票をもつて、同条に規定する合計徴収簿とする。</p> <p>なお、資金徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもつて整理資金規則第 23 条((徴収決定済額の登記等))並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項((収納済額の登記))に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記とし、合計徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもつて、整理資金規則第 29 条((合計徴収簿への日計登記))に規定する登記とする。</p>